

森林法に基づく  
林地開発許可申請の手引

(令和5(2023)年4月)

栃木県環境森林部

## 【この手引について】

この手引は、栃木県が許可権限を持つ県内市町において、事業者が立案した事業計画について、林地開発許可を受けようとする際の許可申請書を作成するための手引となります。

栃木県が許可権限を持つ県内市町における林地開発に係る相談等につきましては、5 ha未満の農用地造成に係るものに関しては各環境森林事務所又は森林管理事務所、それ以外のものに関しては県森林整備課にお問い合わせください。

また、権限移譲市町（この手引の巻末に記載しています）における林地開発につきましては、当該市町長から許可を受けることとなり、申請手続や提出書類についても市町において定めることとなりますので、権限移譲市町にお問い合わせください。

# 目 次

## 第1章 林地開発許可制度について

1	趣旨	-----	1
2	許可の対象となる森林（法第10条の2第1項）		
3	許可の対象となる開発行為と規模		
4	許可の基本的事項	-----	2
5	許可の条件		
6	意見の聴取		
7	監督処分		
8	許可の対象外		
9	機能の高い森林の保全	-----	3
10	不服申立及びその特例		
11	罰則		

## 第2章 事務手続

1	申請に当たっての留意事項	-----	4
2	申請に必要な書類		
3	申請書類の規格等	-----	5
4	申請書類の提出		
5	標準処理期間		
6	許可後の手続について		
	(1) 事業に着手したとき		
	(2) 開発計画の変更について		
	(3) 開発行為の一時中止又は廃止		
	(4) 地位の承継		
	(5) 災害の発生		
	(6) 開発行為が完了したとき		

### 第3章 審査基準

第1 一般的事項	9
第2 法定事項	
1 災害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号関係）	
(1) 切土・盛土・捨土関係	11
(2) よう壁の設置	13
(3) 法面の保護	15
(4) えん堤の設置	16
(5) 排水施設の設置	17
(6) 洪水調整池等の設置	20
(7) その他	
2 水害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号の2関係）	21
(1) 洪水調整池等の設置	
3 水の確保に関する事項（法第10条の2第2項第2号関係）	23
4 環境の保全に関する事項（法第10条の2第2項第3号関係）	24
(1) 残置森林等の配置	

### 第4章 林地開発許可申請書に添付する計画書及び関係図書

第1 細則第3条に規定する計画書	35
第2 その他知事が必要と認める書類	41
第3 細則第2条及び第3条に規定する図面	43
第4 添付する計算書等	48

### 第5章 様式

林地開発許可申請書	51
様式第1号（第4条関係）（工事着手届出書）	52
様式第2号（第5条関係）（林地開発許可済標識）	53
様式第3号（第6条関係）（工事完了届出書）	54
様式第4号（第7条関係）（開発行為地位承継届出書）	55
様式第5号（第8条関係）（林地開発計画変更許可申請書）	56
様式第6号（第8条関係）（林地開発計画変更届出書）	57
様式第7号（第9条関係）（災害発生届出書）	58
様式第8号（第10条関係）（開発行為の一時中止・廃止届出書）	59

## 第6章 参考様式

参考様式1	(開発行為施行同意書)	-----	61
参考様式2	(隣接地(近接地)所有者同意書)	-----	62
参考様式3	(開発行為チェックリスト)	-----	63
参考様式4	(調整池計画諸元一覧表)	-----	64

## 第7章 洪水調整池の設計について(参考)

1	洪水調整池の設計手順	-----	67
2	洪水調整池の設置	-----	68
3	洪水調整池の設計		
4	調整池の構造	-----	71
5	その他		

## 第8章 関係法令等の抜すい

森林法(抄)	-----	75
森林法施行令(抄)	-----	80
森林法施行規則(抄)		
森林法施行細則(抄)	-----	84

## 第9章 一問一答 ----- 89

## 第10章 用語の説明 ----- 98

林地開発許可申請に関する相談窓口

# 第1章 林地開発許可制度について

## 1 趣旨

森林は、木材を供給するだけでなく、水を育み、災害を防ぎ、心に安らぎや潤いを与えるなど、私たちの生活にとってとても大切な働きをしています。これらの働きを森林の公益的機能と称しています。

私たちの生活を豊かにするため未利用地の開発は必要ですが、もし、無秩序な開発が行われると、これらの森林の持つ大切な働きが損なわれ、その結果災害が発生したり、生活を豊かにするための開発行為がかえって生活環境を悪化させるおそれがあります。また、壊してしまった森林の回復には多くの困難と長い年月を要します。

このため、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の公益的機能を阻害しないよう適正に行う必要があります。

そこで昭和49年に森林法（以下「法」といいます。）（P.58参照）の一部が改正され、1ha（令和5（2023）年4月1日から、太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）を超える森林を開発する場合には、知事の許可を受けなければならないとする「林地開発許可制度」が創設され、昭和49（1974）年10月31日から施行されています。

## 2 許可の対象となる森林（法第10条の2第1項）

許可の対象となる森林は、法第5条の規定に基づく「地域森林計画対象民有林」です。

ただし、保安林及び保安施設地区の区域内の森林は除かれますが、別途保安林解除等の手続が必要となります。

〔参考〕開発しようとする土地が地域森林計画対象民有林かどうかは、環境森林部森林整備課、環境森林事務所等（各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所）又は市町村農林関係課に備えてある森林計画図で確認することができます。

## 3 許可の対象となる開発行為と規模

許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で「開発行為の規模が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）を超えるもの」です。

なお、道路のみの新設又は改築の場合は、路肩、曲線部等の拡幅部分を除く有効幅員が3mを超えるもので、土地の形質を変更する面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）を超える行為が対象となります。（法施行令第2条の3）

開発行為面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）以下の場合には、法第10条の8に基づき、伐採届の提出が必要となります。（提出先は、森林の所在地の市町

村です。) なお、人格・時期・実施個所等の相違にかかわらず、開発行為に一体性があり、その規模が1ha(太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5ha)を超える場合は、林地開発許可が必要となります。

#### 4 許可の基本的事項

開発行為の許可申請があつたときは、次の事項について審査を行い、すべてに該当しない場合は、開発行為を許可することとなります。(法第10条の2第2項)

- (1) 周辺地域に土砂の流出や崩壊等の災害を発生させるおそれがあること。
- (2) 水害防止機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。
- (3) 周辺地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (4) 周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

#### 5 許可の条件

知事は、開発行為の許可に条件を付すことができます。この許可の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な最小限度のものです。(法第10条の2第4項及び第5項)

#### 6 意見の聴取

知事は、開発行為の許可をしようとするときは、栃木県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければなりません。(法第10条の2第6項)

なお、各市町村には土地利用調整基本計画等の土地利用計画がありますので、事前に十分計画の協議を進める必要があります。

#### 7 監督処分

知事は、次のいずれかに該当する者に対し、開発行為の中止や復旧に必要な行為を行うことを命じることができます。(法第10条の3)

- (1) 許可を受けないで開発行為を行った者
- (2) 許可条件に違反して開発行為を行った者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った者

#### 8 許可の対象外

次のいずれかに該当する開発行為は、林地開発許可が不要です。(法第10条の2第1項)  
ただし、(1)又は(3)に該当する場合には、あらかじめ知事と協議することが必要です。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第5条に定める事業を施行する場合（P.64 参照）

## 9 機能の高い森林の保全

次に掲げる森林における開発行為は、「4 許可の基本的事項」に掲げた事項に該当する場合が多いと考えられますので、できる限り避けるよう努めてください。

- (1) 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
- (2) 地域森林計画において森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (3) 市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林

## 10 不服申立及びその特例

- (1) 不服申立について

法第10条の2に規定する処分に不服がある場合、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、知事（権限移譲市町においては、当該市町長）に対して審査請求をすることができます。

- (2) 取消訴訟について

法第10条の2に規定する処分に不服がある場合、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、県（権限移譲市町においては、当該市町）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (3) 不服申立の特例について

法第10条の2に規定する処分に不服がある場合のその不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記(1)の審査請求に代えて、公害等調整委員会に対して不服の裁定の申請をすることができます。（法第190条）

また、この場合における訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

## 11 罰則

法第10条の2（開発行為の許可）第1項の規定に違反して開発行為をした者や、法第10条の3（監督処分）の規定による命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すると規定されています。（法第206条）





## 第2章 事務手続

### 1 申請に当たっての留意事項

- (1) 5ha以上の土地について開発事業等を行おうとする場合は、県が定める「土地利用に関する事前指導要綱」の適用を受けることとなります。

この場合は、総合政策部地域振興課土地利用調整班との事前協議が終了してから林地開発許可申請をしてください。

- (2) 一定規模以上の事業を実施する場合には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）、栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条第2号）に基づく手続が必要となります。

この場合は、国、環境森林政策課との手続が終了してから、林地開発許可申請をしてください。

- (3) 廃棄物処理施設の設置等をしようとする場合は、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議が必要となります。

この場合は、資源循環推進課（各環境森林事務所及び環境管理事務所）との事前協議が終了してから林地開発許可申請をしてください。

- (4) 太陽光発電施設の設置をしようとする場合は、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づき市町に事業概要書の提出が必要となりますので、各市町との手続が終了してから林地開発許可申請をしてください。

ただし、設置を予定している市町において、太陽光発電施設を対象とした条例等を定めている場合は、同指針の適用はなく、当該市町の条例等が適用されますので、当該市町との必要な手続が終了してから林地開発許可申請をしてください。

- (5) 洪水調整池等の設計に関する事項については、放流河川等の管理者の同意が必要です。  
(6) 他の法令等の許認可等を必要とする場合は、許可書等の写し又は手続中であることを証する書類を、申請書に添付してください。

### 2 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、下記のとおりですが、添付書類等があります。詳細は、P.34以降を確認してください。

- (1) 林地開発許可申請書（P.51）  
(2) 「開発行為に係る森林の位置図及び区域図」、「開発行為に関する計画書」、「開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類」及び「開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類」（P.35～48）  
(3) 開発行為をしようとする区域の土地の所有者その他権限を有する者の同意書（P.61）

### 3 申請書類の規格等

- (1) 申請書等は、原則としてA4版の大きさとし、設計図書類は、屏風折りにしてください。
- (2) 設計図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しを付け、番号、図書名、縮尺等を記載した図書目録を添付してください。また、断面図など同番号で2葉以上となる場合の図書は、枝番号を付けてください。
- (3) 図面には、方位、縮尺、凡例を記載してください。
- (4) 登記事項証明書等は、申請前3ヶ月以内のものを提出してください。

### 4 申請書類の提出

- (1) 申請書類は、開発行為をしようとする森林の区域を所管する環境森林事務所等に提出してください。
- (2) 申請書類は、2部に関係市町分を加えて提出してください。  
(例えば、関係市町が1の場合、提出部数は合計3部となります。)

### 5 標準処理期間

申請書の処理期間（申請書が環境森林事務所等に到達した日から当該申請に対する処分を行うまでの日数）は、80日を標準とします。

なお、次に掲げる日数は、標準処理期間に含まれません。

- ・申請者が申請書類等を補正するために要する日数
- ・関係他法令との調整に要する日数
- ・栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する休日の日数

### 6 許可後の手続について

- (1) 事業に着手したとき

許可を受けた開発行為に係る事業に着手したときは、「工事着手届出書」（様式第1号）を遅滞なく知事に提出してください。（P.52）

また、事業の期間中（開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで）は、開発する土地に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場・事業場の見やすい場所に、「林地開発許可済標識」（様式第2号）を掲示してください。（P.53）

なお、次の(2)に規定する開発計画の変更があった場合で、当該標識の内容に変更があった場合は、速やかに当該標識の記載内容を修正してください。

- (2) 開発計画の変更について

許可を受けた開発行為に関する計画を変更しようとするときは、「林地開発計画変更許可申請書」（様式第5号）を知事に提出し、許可を受けなければなりません。（P.56）

ただし、森林法施行細則（昭和50年栃木県規則第1号）第8条第1項各号に該当する場合には、これに関わらず、「林地開発計画変更届出書」（様式第6号）を知事に提出することとなります。（P.57）

いずれの場合においても、所管する環境森林事務所等に、提出する前にあらかじめ協議してください。

**【森林法施行細則第8条第1項各号】**

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称の変更
- (2) 建築物等の概要図の変更
- (3) 開発行為に要する資金の額又はその調達方法の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるもの

**【知事が定める軽微な変更】**

細則第8条第1項第4号に規定する森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 開発行為の目的の変更
- (2) 開発行為に係る森林の面積が、許可面積より1ヘクタールを超える増となる変更
- (3) 開発行為に係る森林の面積が、許可面積に対して10パーセントを超える増となる変更
- (4) 森林率又は残置森林率が、開発行為の許可基準等の運用について（令和4年11月15日付け4林整治第1188号）の別記4及び別記5に定められている割合よりも減となる変更
- (5) 調整池、えん堤、擁壁等の重要な防災施設の新設、廃止又はその構造の変更

なお、事前協議の対象となる開発行為に係る変更については、あらかじめ事前協議の所管課所に、必要となる手続を確認してください。

(3) 開発行為の一時中止又は廃止

開発事業者は、開発行為を一時中止又は廃止しようとするときは、災害の発生を防止するための措置を講じた後、「開発行為一時中止（廃止）届出書」（様式第8号）を知事に提出し、確認調査を受けなければなりません。（P.59）

確認調査の結果、防災施設等の措置が必要と判断したときは、具体的な是正の指示を行います。

(4) 地位の承継

開発行為に係る事業について、譲渡、相続、合併その他の理由により、開発事業者から開

発許可に係る地位の承継が行われたときは、速やかに「開発行為地位承継届出書」（様式第4号）を知事に提出してください。（P. 55）

(5) 災害の発生

開発行為中に災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに「災害発生届出書」（様式第7号）を知事に提出しなければなりません。（P. 58）

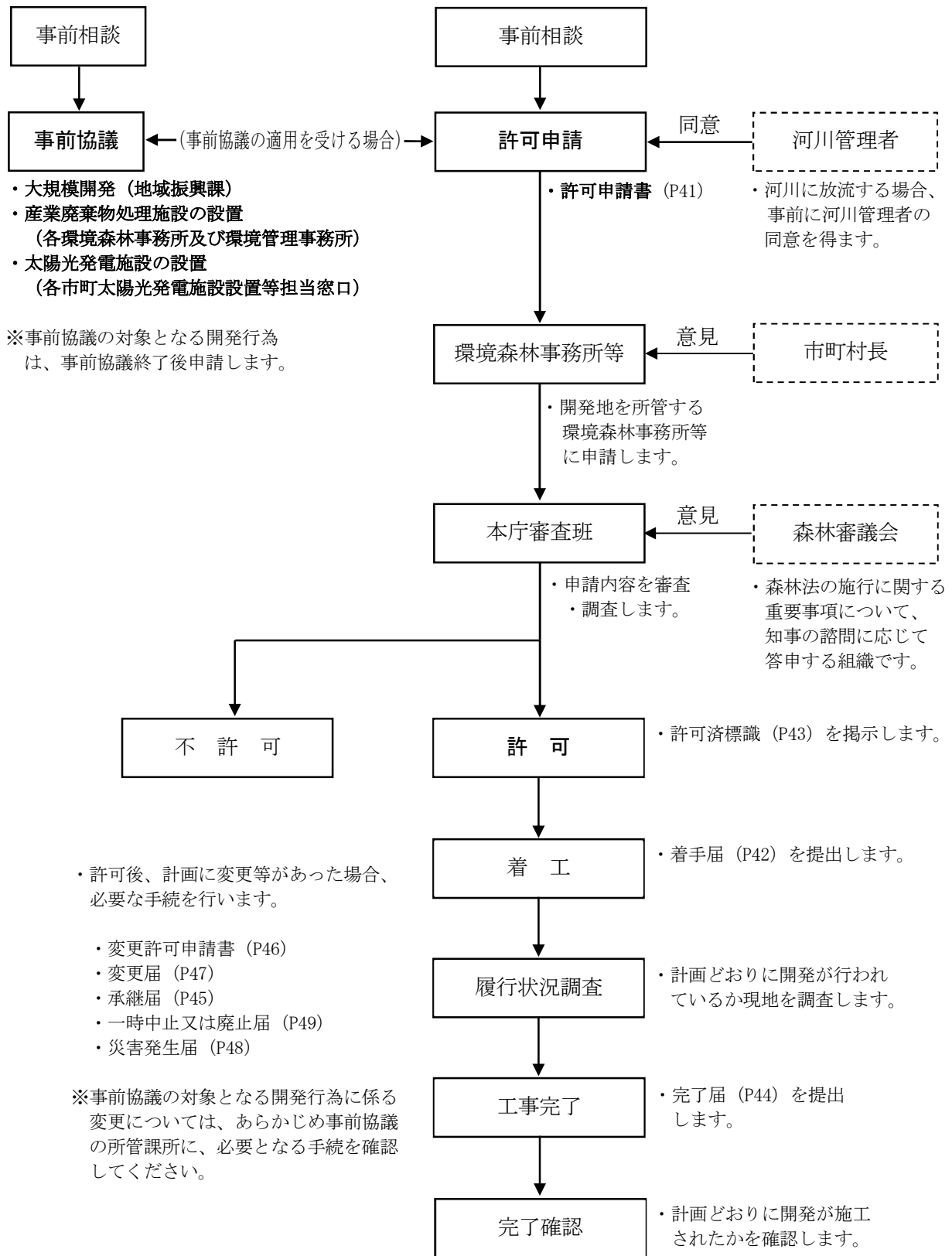
※ 災害とは、開発区域において土砂流出や出水などにより、開発区域の周辺に被害を及ぼすことをいいます。

(6) 開発行為が完了したとき

許可を受けた開発行為が完了したときは、遅滞なく、「工事完了届出書」（様式第3号）を知事に提出し、確認調査を受けなければなりません。（分割して確認調査を受けようとするときは、事前に分割の手続が必要です。）（P. 54）

この確認調査の結果、許可の内容に適合して完了していることを確認したときは、その旨を通知します。

〔参考〕 林地開発許可申請の流れ



※ 5 ha未満の農用地造成に係るものは、環境森林事務所長(森林管理事務所長)の専決事務(許可)となります。

## 第3章 審査基準

### 第1 一般的事項

- 1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
  - (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
  - (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。  
※「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。
  - (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
  - (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
- 2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌（参考に）して決められたものであること）が明らかであること。
- 3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。  
※ 「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林（植栽）の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいいます。  
※ 太陽光発電施設の設置を目的とする場合、事業終了後の措置について、次の事項が明らかであること。  
太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、造林（植栽）等、設備撤去後に必要な措置が講ぜられること。また、当該申請者が土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨が盛り込むよう努めていること。
- 5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなさ

れていることが明らかであること。

※ 例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当します。

6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

※ 例えば、開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当します。

7 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。）内に残置し、若しくは造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

※ 「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいいますが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努める必要があります。

※ 太陽光発電施設の設置を目的とする場合、残置森林又は造成森林について、次の事項が明らかであること。

樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画であること。

8 太陽光発電施設の設置を目的とする場合、次の事項について配慮していること。

(1) 住民説明会の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

(2) 景観への配慮について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な



配慮が求められる場合にあつては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

(3) 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成25年法律第81号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されていることから、これらの枠組みを活用し地域の合意形成を図るように努めること。

## 第2 法定事項

### 1 災害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号関係）

#### 法第10条の2第2項第1号

開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

#### (1) 切土・盛土・捨土関係

A 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

B 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられていることが明らかであること。

① 利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は、1haあたりおおむね1,000m<sup>3</sup>以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね200万m<sup>3</sup>以下であること。

② 工法等は、次によるものとする。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

- ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
- エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雪等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- ③ 切土は、次によるものであること。
- ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合した安全なものであること。
- イ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5mないし10m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。
- ④ 盛土は、次によるものであること。
- ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5mを超える場合には、勾配が35度（1:1.43）以下であること。
- イ 一層の仕上がり厚は、30cm以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ウ 盛土高が5mを超える場合には、原則として5m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ⑤ 捨土は次によるものであること。
- ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- イ 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

※1 栃木県では、土壌の汚染と災害の発生の防止を目的として、「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が制定され、平成11年4月から施行されています。外部から土砂等を搬入して、面積3,000㎡以上の埋立や盛土を行う場合には、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。

なお、当該面積以下であっても、県内の各市町の条例に基づき、各市町長から許可を受

ける必要がある場合があります。

詳細については、県庁・資源循環推進課（TEL028-623-3228）又は各市町にお問い合わせください。

※2 平成22年4月に施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）により、一定規模以上の土地の形質変更に係る届出制度が制定されました。

このため、一定規模以上の土地の形質変更を行おうとする場合は、当該土地を所管する各環境森林事務所又は小山環境管理事務所に届出が必要となります。

詳細については、各環境森林事務所又は環境管理事務所にお問い合わせください。

⑥ 太陽光発電施設の設置を目的とする場合、次の事項が明らかであること。

○ 自然斜面への設置について

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置するものであること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

## (2) よう壁の設置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が「切土・盛土・捨土」の基準によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、よう壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

A 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の①又は②に該当する場合をいう。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つためによう壁等の設置が必要でない認められる場合には、これに該当しない。

① 切土により生ずる法面の勾配が30度（1:1.73）より急で、かつ、高さが2mを超える場合。

ただし、硬岩壁である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合は、この限り

ではない。

ア 土質が表1の左欄（土質）に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が同表の（X）欄の角度以下のもの。

イ 土質が表1の左欄（土質）に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が同表の（X）欄の角度を超え、同表の（Y）欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表 1

土 質	よう壁等を要しない 勾配の上限 (X)	よう壁等を要する 勾配の下限 (Y)
軟岩 (風化の著しいものを除く)	60度 (1 : 0.58)	80度 (1 : 0.18)
風 化 の 著 し い 岩	40度 (1 : 1.19)	50度 (1 : 0.84)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質 粘土、その他これらに類するもの	35度 (1 : 1.43)	45度 (1 : 1.00)

② 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1mを超える場合。

B よう壁の構造上の基準は、次のいずれにも適合するものであること。

- ① 土圧、水圧及び自重 (以下「土圧等」という。) によってよう壁が破壊されないこと。
- ② 土圧等によってよう壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- ③ 土圧等によってよう壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- ④ 土圧等によってよう壁が沈下しないこと。
- ⑤ よう壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

### (3) 法面の保護

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

A 法面保護は、植生による保護 (実播工、伏工、筋工、植栽工等) を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護 (吹付工、張工、法砕工、柵、網工等) が行われるものであること。  
工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

B 表面水、湧水、溪流等により表面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又はよう壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合におけるよう壁の構造は、(2)Bによるものであること。

#### (4) えん堤の設置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある区域には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

- A えん堤等の容量は、次の①及び②により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。
- ① 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1 ha当り、1年間に特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200m<sup>3</sup>、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600m<sup>3</sup>、それ以外の場合では400m<sup>3</sup>を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。
  - ② 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。
- B えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- C えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。
- D 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めるものとする。
- ① 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
  - ② 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

- ③ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について細則第 3 条に規定する計画書に必要な事項を記載すること。

(5) 排水施設の設置

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

A 排水施設の能力は、次によるものであること。

- ① 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次のア及びイにより、流速は原則として Manning 式により求められていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

ア 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hour)

A : 集水区域面積 (h a)

イ 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。

a 流出係数は、表 3 を参考にして定められていること。

b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされて

いること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いられていること。

表3

地表状態	区 分		
	浸 透 能 小	浸 透 能 中	浸 透 能 大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

(注) 表の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は、浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。  
造成森林については、「裸地」として算出すること。

表4

流 域 面 積	単 位 時 間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

- ② 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてAに定めるものより大きく定められていること。
- ③ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。



B 排水施設の構造等は、次によるものであること。

- ① 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- ② 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- ④ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

C 太陽光発電施設の設置を目的とする場合、太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次によるものであること。

① 排水施設の断面について

太陽光パネル等を設置する箇所については、Aの表3によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を次の表のとおりとしていること。

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

(注) 表の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は、浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

ただし、太陽光パネル等の下に防草シート等を設置するなど地表が不浸透性の材料で覆われる場合は、流出係数を1.0とすること。

② 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、上記Bの規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられ

ていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

D 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要な排水施設等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

E 開発行為の完了後においても整備した排水施設等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

#### (6) 洪水調整池等の設置

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

洪水調整池等の基準については、「2 水害の防止に関する事項」の項を参照のこと。

#### (7) その他

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 2 水害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号の2関係）

### 法第10条の2第2項第1号の2

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

#### (1) 洪水調整池等の設置

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

A 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

洪水調節池の「必要な堆砂量」とは、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200m<sup>3</sup>、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600m<sup>3</sup>、それ以外のときには400m<sup>3</sup>を標準とする。

※ 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年又は50年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。

B 洪水吐（余水吐）の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあっては、コンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと県が認める場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

- C 洪水調節の方式は、原則として**自然放流方式**であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、研究機関等の第三者による地質調査等により浸透型施設でも問題がない明確な根拠を示すと共に、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
- D 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- E 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

### 3 水の確保に関する事項（法第10条の2第2項第2号関係）

#### 法第10条の2第2項第2号

開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

A 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

※ 導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

B 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

#### 4 環境の保全に関する事項（法第10条の2第2項第3号関係）

##### 法第10条の2第2項第3号

開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、開発行為により当該森林周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

##### (1) 残置森林等の配置

A 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

B 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

※ 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物を含むものとする。

また「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

C 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生じる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

D 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。なお、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、施設の増設等に係る林地開発計画変更許可申請にあっても、残置森林等の面積等が基準を下回らないこと。

① 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、**森林又は緑地を現況のまま保全することを原則**とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表5の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、**残置し、若しくは造成する森林又は緑地は**、表5の森林の配置等により開発行為の

規模及び地形に応じて、**事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。**

なお、表5に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表5に準じて適切に措置されていること。

※ 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えないものとする。

- ア 公園・緑地・広場
- イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン(中庭)
- ウ 緑地帯、緑道
- エ 法面緑地
- オ その他上記に類するもの

※ 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えないものとする。

表5

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別 荘 地 の 造 成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。

開発行為の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60パーセント以上と する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50パーセント以上 (残置森林率はおおむ ね40パーセント以 上) とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。</li> </ol>
宿泊施設、レジ ャー施設の設置	森林率はおおむね 50パーセント以上 (残置森林率はおおむ ね40パーセント以 上) とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>



開発行為の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
工場、事業場の設 置 (太陽光発電施設 の設置を除く。)	森林率はおおむね 25パーセント以上と する。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
太陽光発電施設 の設置	森林率はおおむね 25パーセント(残置 森林率はおおむね 15パーセント)以上 とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20パーセント以上 (緑地を含む)	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>

開発行為の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

(注) (1) 「**残置森林率**」とは、**残置森林**（残置する森林）のうち**若齢林**（15年生以下の森林）を除いた面積の開発対象地域の面積に対する割合をいう。

(2) 「**森林率**」とは、**残置森林及び造成森林**（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の開発対象地域の面積に対する割合をいう。

(3) 「**ゲレンデ等**」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

② **造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表6を標準として均等に分布するよう植栽する。**

なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表6

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル以上の場合	2,000本以上
2メートル以上の場合	1,500本以上
3メートル以上の場合	1,000本以上

③ 開発行為の目的については、次のとおりとする。

ア 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

イ ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱うものとする。

ウ 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。

エ レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

オ 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする（太陽光発電施設を除く）。

- ④ 表5に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設、レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。

また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

- ⑤ 残置森林等の配置等は、原則次のとおりとする。

ア 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に幅おおむね30mの残置森林等を配置するものとする。

イ 工場・事業場及びレジャー施設の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれ、おおむね20ha以下、おおむね5ha以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ20ha、5haを超えて設置することもやむを得ないものとする。

ウ 開発行為の目的が「太陽光発電施設の設置」の場合、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

別表

## 降雨強度式一覽表

1 0 年 確 率			
市 町 村 名	時間雨量 R10	特性係数值 $\beta \frac{10}{10}$	降雨強度式 I 10
宇都宮 (旧宇都宮、旧上河内)	7 1 . 3	2 . 1 4	$\frac{6 7 0 2}{t + 3 4}$
足利、佐野 (旧葛生、旧田沼)、栃木 (旧都賀)	7 5	2 . 0 0	$\frac{7 5 0 0}{t + 4 0}$
佐野 (旧佐野)、栃木 (旧藤岡)	7 5	2 . 1 1	$\frac{7 1 2 5}{t + 3 5}$
栃木 (旧栃木、旧大平、旧岩舟)、小山、上三川、下野、真岡、芳賀、那須烏山、高根沢、茂木、益子、市貝、壬生、野木	7 0	2 . 2 5	$\frac{6 3 0 0}{t + 3 0}$
鹿沼、宇都宮 (旧河内)、栃木 (旧西方)	7 0	2 . 1 1	$\frac{6 6 5 0}{t + 3 5}$
さくら、那珂川 (旧小川)	6 5	2 . 1 1	$\frac{6 1 7 5}{t + 3 5}$
那須塩原 (旧西那須野)、大田原	6 0	2 . 2 5	$\frac{5 4 0 0}{t + 3 0}$
那珂川 (旧馬頭)	6 5	2 . 2 5	$\frac{5 8 5 0}{t + 3 0}$
那須塩原 (旧黒磯)、那須	5 5	2 . 2 5	$\frac{4 9 5 0}{t + 3 0}$
日光 (旧日光、旧藤原、旧栗山)	5 5	2 . 0 0	$\frac{5 5 0 0}{t + 4 0}$
那須塩原 (旧塩原)	5 5	2 . 1 1	$\frac{5 2 2 5}{t + 3 5}$
日光 (旧今市)	6 0	2 . 0 0	$\frac{6 0 0 0}{t + 4 0}$
日光 (旧足尾)	6 0	1 . 9 1	$\frac{6 3 0 0}{t + 4 3}$
矢板、塩谷	6 0	2 . 1 1	$\frac{5 7 0 0}{t + 3 5}$

3 0 年 確 率			
市 町 村 名	時間雨量 R30	特性係数值 $\beta \frac{10}{30}$	降雨強度式 I 30
宇都宮 (旧宇都宮、旧上河内)	83.8	2.13	$\frac{7880}{t+34}$
足利	90	2.19	$\frac{8280}{t+32}$
野木、栃木 (旧藤岡)	85	2.32	$\frac{7480}{t+28}$
佐野、栃木 (旧栃木、旧大平、旧都賀、旧岩舟)、小山、上三川、下野、真岡、益子、壬生	85	2.19	$\frac{7820}{t+32}$
鹿沼、さくら (旧氏家)、宇都宮 (旧河内)、高根沢、茂木、芳賀、栃木 (旧西方)、市貝	80	2.11	$\frac{7600}{t+35}$
那須烏山、さくら (旧喜連川)、那珂川	80	2.00	$\frac{8000}{t+40}$
那須塩原 (旧黒磯、旧西那須野)、大田原、矢板、那須、塩谷	75	2.00	$\frac{7500}{t+40}$
日光 (旧今市)	70	2.00	$\frac{7000}{t+40}$
日光 (旧足尾)	70	2.11	$\frac{6650}{t+35}$
日光 (旧日光、旧藤原、旧栗山)、 那須塩原 (旧塩原)	65	2.00	$\frac{6500}{t+40}$

1 0 0 年 確 率			
市 町 村 名	時間雨量 R100	特性係数值 $\beta \frac{10}{10}$	降雨強度式 I 100
宇都宮（旧宇都宮、旧上河内）、上三川、壬生、 鹿沼（旧鹿沼）、下野、栃木（旧西方）	1 1 5	1. 7 7	$\frac{1 3 2 2 5}{t + 5 5}$
鹿沼（旧鹿沼草久、旧栗野）、佐野（旧葛生、旧田沼）、日 光（旧足尾、旧日光、旧今市）※南西部	1 5 0	1. 8 3	$\frac{1 6 5 0 0}{t + 5 0}$
那須烏山、芳賀、茂木、益子、真岡、高根沢、 那珂川（旧馬頭）、市貝	1 0 0	2. 1 1	$\frac{9 5 0 0}{t + 3 5}$
日光（旧藤原、旧日光、旧今市、旧栗山）※北東部	1 1 0	1. 5 9	$\frac{1 4 8 0 0}{t + 7 5}$
佐野、足利、栃木（旧栃木、旧岩舟）、小山、野木	1 1 0	2. 6 7	$\frac{8 8 0 0}{t + 2 0}$
那須塩原（旧塩原）	1 0 5	2. 1 1	$\frac{9 9 7 5}{t + 3 5}$
矢板、那須塩原（旧黒磯、旧西那須野）、大田原、さくら、 那珂川（旧小川）、宇都宮（旧上河内）、那須	1 3 0	2. 4 3	$\frac{1 1 0 5 0}{t + 2 5}$

（注）流域が市町村をまたがる場合は、その周辺の状況を判断し、適切な値を使用すること。

降雨強度式の算出は、土木学会発表（S43. 3）「下水道雨水流出に関する研究報告書」中の降雨統計資料より、特性係数法にて、タルボット式を算出した。

【特性係数法】

$$I_N = R_N^{60} \cdot \beta_N^{10} = R_N^{10} \cdot \frac{a'}{t + b}$$

$$a' = b + 60$$

$$b = (60 - \beta_N^{10} \cdot 10) / (\beta_N^{10} - 1)$$

$I_N$  : H年確率降雨強度式

$R_N^{60}$  : H年確率60分間降雨量

$\beta_N^{10}$  : H年確率10分間降雨特性係数 =  $\frac{10分降雨強度}{60分降雨強度}$



## 第4章 林地開発許可申請書に添付する

### 計画書及び関係図書



## 第 1 細則第 3 条に規定する計画書

### 1 事業及び施設の名称

- (1) 「事業の名称」は、住宅団地の造成、工場・事業場の設置、レジャー施設の設置、土石等の採掘、農用地の造成等、P20の表 4 の開発行為の目的に倣い記載すること。
- (2) 「施設の名称」は、例えば、〇〇住宅団地、〇〇会社△△工場、〇〇ホテル、〇〇採石場等と記載する。

### 2 開発地区の面積（開発行為に係る森林の土地の面積の明細）

(ha)

市 町 村	大 字	字	地 番	面 積	備 考

#### 注意事項

- 1 複数の市町村にまたがる場合は、市町村ごとに面積の小計を記載する。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載する。（「3 土地利用計画」以降も同じ。）

### 3 土地利用計画

(ha)

区 分	開 発 対 象 地 域		事 業 区 域	
	面 積	比 率	面 積	比 率
造 成 森 林				
残 置 森 林				
計		100.0		100.0

4 事業区域の用途別面積及び権利の取得状況

(ha)

区分	市町村	大字	字	地番	権利者の氏名 又は名称	権利の種類	同意 の有 無	立木権 利の有 無	面積	開発 地区	残 置 森 林			造成森林	その他	摘 要
											林齢16 年生以上	林齢15 年生以下	計			
開発 対象 地域																
	小 計															
開発 対象 地域 以外 の 地域																
	小 計															
計																
備 考	森林率 = _____ × 100 = %                      残置森林率 = _____ × 100 = %															

注 1 森林率 =  $\frac{\text{事業区域内の残置森林面積} + \text{事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$

- (1) 造成森林のうち、硬岩切土法面等の確実な成林が見込めない部分は算定対象としない。
- (2) 住宅団地の造成にあつては、事業区域内の緑地面積を含めて差支えない。

2 残置森林率 =  $\frac{\text{開発対象地域内の林齢16年生以上の残置森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$

- 3 共有者、抵当権者等権利を有する者全員を記載すること。
- 4 権利の種類には、所有権、抵当権等を記載すること。
- 5 共有の場合は、持分を摘要の欄にその旨記載すること。
- 6 すべての土地について、申請の3ヶ月前までの登記事項証明書の写しを添付すること。
- 7 同意を得ていることを証する書類を添付すること。
- 8 認定外道路及び認定外水路は、開発対象地域に含めないこと。

## 5 事業区域の面積

(ha)

開発対象地域			開発対象地域以外の地域					合計	備考
普通林	保安林	小計	農地	原野	その他	公共用地	小計		

## 6 その他、公共用地の内訳

(ha)

その他				公共用地			
			計				計

## 7 用地取得状況（公共用地を除く）

区分		所有権取得済	所有権以外の権利取得済	承諾済	小計	未承諾	計
開発対象地域	面積						ha
							100.0 %
	権利者数						人
							100.0 %
開発対象地域以外の地域	面積						ha
							100.0 %
	権利者数	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 人
							100.0 %
計	面積						ha
							100.0 %
	権利者数						人
							100.0 %

### 注意事項

- 1 所有権以外の権利とは賃借権等で、その権利を得ていることを証する書類を添付すること。
- 2 ( ) 内は、開発対象地域の権利者と重複する権利者数を内数で記入すること。

## 8 開発対象地域の状況

- (1) 開発対象地域の立地条件を明らかにするため、地形、林況（樹種、林齢等）、人家、道路、鉄道その他公共施設の状況について記載すること。
- (2) 法令等に基づく地域指定等を記載すること。

## 9 土地の利用計画

- (1) 開発対象地域内の土地利用の形態を明らかにするため、切土、盛土、捨土等行為の形態別の施工区域の位置、施工する緑地の区域を記載すること。
- (2) 公共施設及び公益的施設の整備及び維持管理計画とその位置を記載すること。
- (3) 文化財があるときは、種類、位置及びその保護計画と関係機関と協議した結果の資料を添付し、説明を記載すること。

## 10 残置森林、造成森林、緑地計画

- (1) 残置森林、造成森林、緑地の配置及び維持管理計画を具体的に記載すること。
- (2) 造成森林にあつては、植栽する樹木の種類、高さ、ha当たりの本数等を具体的に記載すること。
- (3) 緑地にあつては、緑化方法を記載すること。
- (4) 残置森林等の維持管理について、関係市町村と協定の締結の有無を記載すること。

## 11 土工計画

開発行為による土地の形質変更の形態を明らかにするため、次の事項を記載すること。

- (1) 施工前の地盤面（縦断及び横断）、施工後の法面の高さ、勾配及び土質を記載すること。
- (2) 切土、盛土、捨土の工法及び土量を記載すること。
  - ア 「切土」は、切取の順序、小段の中、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載すること。
  - イ 「盛土、捨土」は、盛土、捨土を行う前の地盤改良の方針、運土計画、時期、締固めの方法、小段の中、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載すること。
- (3) 開発地区内の最高と最低の標高及び位置を記載すること。
- (4) 道路の構造、公園等その他土木工事の施行基準を記載すること。

## 12 防災施設等の計画

- (1) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整地等による防災計画を記載すること。
- (2) 工事施工中の災害防止計画を記載すること。
- (3) 防災施設の構造及び計画根拠を記載すること。（仮設の施設を含む。）

## 13 水の確保等の計画

- (1) 当該地を開発することにより、開発対象地域の周辺における水利用の実態等からみて、必要な水量を確保する必要性の有無を記載すること。  
また、必要な場合には、貯水池又は導水路の設置等を具体的に記載すること。
- (2) 土砂の流出による水質の悪化防止のための措置を記載すること。

## 14 開発行為の施行工程

施設 (工事)の種類 \ 工 程	月	月	月	月	月	月	月	備 考

### 注意事項

- 1 防災施設等の設置を先行して実施するよう計画すること。
- 2 洪水調整池を中心にした流域ごとの防災計画及び土工計画の個別工程を記載すること。
- 3 仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。

## 15 資金及びその調達計画

### (1) 開発行為に要する経費

総事業費	用地費	造成工事費				計
		公共施設及び 公益的施設費	防災施設費	その他		

#### 注意事項

- 1 その他の欄には、内容を明記すること。
- 2 工事費等については、具体的に根拠を示すこと。

### (2) 資金調達計画

総事業費	自己資金	借入金	その他の資金	計	備考

#### 注意事項

- 1 資金の調達方法に応じ、申請の3ヶ月前までの預金残高証明書、融資証明書及び資金借入計画書を添付すること。
- 2 その他の資金の欄には、その内容を記載すること。

## 16 事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

全体計画の一部について許可申請する場合には、全体及び期別計画のそれぞれの区域面積、期間等を中心とした概要を記載すること。

また、工区分けをする場合には、必ず記載すること。

## 第2 その他知事が必要と認める書類

### 1 申請者に関する書類

#### (1) 事業経歴書

法令による登録番号						
直近年度納税額		法人税又は所得額		円	円	
主たる取引金融機関						
最近の実績	施工場所	名称	施工面積	事業費	施工期間	備考

#### (2) 納税証明書（直近年度のもの）

- (3) 法人にあつては登記事項証明書及び定款、法人でない団体にあつては代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人にあつては住民票等

### 2 「開発行為の施行体制」欄に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類

#### (1) 建設業法許可書（土木工事業）

#### (2) 事業経歴書

法令による登録番号						
直近年度納税額		法人税又は所得額		円	円	
主たる取引金融機関						
最近の実績	施工場所	名称	施工面積	事業費	施工期間	備考

#### (3) 納税証明書（直近年度のもの）

- (4) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）

- (5) 林地開発に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があつた場合は、その対応状況を含む。）

- 3 排水等を河川等に放流しようとする場合には、当該及び最も影響を受ける地点の河川等の管理者及び関係水利権者の同意を証する書類。

- 4 他法令の規定により許認可を必要とする場合には、当該許認可がなされているものにあつては、許認可を証する書類、手続中のものにあつては手続を証する書類。
- 5 給水施設のため、地下水を利用するものにあつては、影響する地域住民の同意及び関係機関との協議を証する書類並びに水道事業者から給水を受けようとするものにあつては、給水を受けることが出来る旨を証する書類。
- 6 開発行為により影響を受けることが認められる土地がある場合（影響を受けることが認められる場合とは、開発地区から30m以内に事業区域外の土地がある場合のことをいう）、  
「隣接地（近接地）所有者同意書」（参考様式2）（P.62）による同意書。
- 7 公共用地の境界確認、用途廃止、払下げ等の手続を証する書類。
- 8 太陽光発電施設の設置の場合は、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づく事業概要書の写し又は各市町独自の事前指導要綱に基づく事前協議終了通知書等の写し。
- 9 その他の必要な書類。



### 第3 細則第2条及び第3条に規定する図面

事業区域…赤線、開発対象地域…青線 で明示

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
共 通	位 置 図	①事業区域 ※道路のみの場合は、線形 ②方位	1/50,000 以上	事業区域とは、一体として事業を行おうとする区域 (P.78参照)
	区 域 図	①事業区域 ②開発対象地域 ③開発地区 ④市町村・大字・字界及び地番 ⑤法令等に基づく地域の指定状況	1/2,500 以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を図示すること。
	公 図	①事業区域 ②市町村・大字・字界及び地番	1/3,000 以上	
	林 況 図	①事業区域 ②開発対象地域 ③針葉樹・広葉樹別人工林・天然林及び林齢別（15年生以下と16年生以上）	1/2,500 以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を区別毎に色分けする。 ●人工針葉樹 … 濃緑 ●人工広葉樹 … 濃橙 ●天然針葉樹 … 薄緑 ●天然広葉樹 … 薄橙 15年生以下は網を掛ける
	求 積 図	①事業区域 ②開発対象地域 ③市町村・大字・字界及び地番 ④各施設 ⑤開発対象地域内の林齢15年生以下の区域	1/2,500 以上	用途別に色分けする。 ●造成森林 … 濃緑 ●残置森林 … 無色 ※15年生以下は網を掛ける その他…適宜
	土工定規図	①標準断面の法勾配及び排水施設（小段の排水） ②工作部の構造 ③切土・盛土の法面保護等	1/100 以上	
	現況平面図	①事業区域 ②開発対象地域 ③開発地区 ④市町村・大字・字界及び地番 ⑤各施設	1/2,500 以上	変更許可申請書に添付すること。

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
別 荘 地 宿 泊 施 設 レジャー施設 工 場 事 業 場 住 宅 団 地 太陽光発電 施設  (A)	土地利用計 画平面図	①事業区域 ②各施設	1/2,500 以上	等高線の入った図面で、周辺 の状況が判断できる範囲を図 示し、施設毎に色分けする。 ●造成森林…濃緑 ●残置森林…無色 ●調整池…水色 ●その他…適宜
	造成計画平 面図(測点位置 図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用 し、施設毎に色分けする。 ●法面…橙 ●調整池…水色 ●道路・よう壁等施設…紫 ●その他…薄緑
	造成計画縦 断図	①測点 ②距離 ③追加距離 ④地盤高 ⑤計画高 ⑥切土高 ⑦盛土高 ⑧勾配	1/1,000 以上	縦・横の縮尺については必ず しも同一でなくても良い。
	造成計画横 断図	①測点 ②地盤高 ③計画高 ④工作物	1/500 以上	縦、横とも同じ縮尺とする。 標題部に測点番号を記入す る。
	運土計画平 面図	①切土・盛土の区分 ②運搬土量 ③運搬方向	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用 し、色分けする。 ●切土…黄 ●盛土…青
	流 域 図	①事業区域 ②狭隘部の位置及び測点 ③各測点での流域及び面積 ④河川名及び位置	1/25,000 以上	調整池から河川までの間も図 示すること。放流経路を彩色 すること。地形、土地利用の 実態も記入する。
	雨水排水計 画平面図	①排水系統毎に番号 ②流出係数毎の面積 ③管径毎の規格、勾配	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用す ること。
	汚水排水計 画平面図	①浄化施設 ②排水系統	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用す ること。

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
(前頁からの続き)				
別 荘 地 宿 泊 施 設 レジャー施設 工 場 事 業 場 住 宅 団 地 太陽光発電 施設  (A)	調整池流域 図	①開発前の流域面積 ②開発後の流域面積 ③流出係数毎の面積 ④非調整流域面積 ⑤排水系統 ⑥流末水路	1/2, 500 以上	土地利用計画平面図を使用し、調整池及び流域毎に網掛をし、色分けする。
	調整池平面 図	①調整池構造全体 ②FH・LWL・HWL・H HWL	1/100 以上	1 m毎の等高線の入った図面で、容量が算出できる範囲まで図示する。
	調整池構造 図	①FH・LWL・HWL・H HWL ②オリフィスの位置及び寸法 ③堤高 ④各部詳細図	1/100 以上	
	防災施設構 造図	①えん堤、擁壁、フトン籠等 ②施工中の防災施設	1/100 以上	
	施工中防災 計画平面図	①仮設防災施設の位置及び形 状	1/2, 500 以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	建築物の概 要	①平面図 ②正面図 ③側面図 ④建物の高さ ⑤建築面積	1/100 以上	
	道路計画平 面図	①測点 (BP・No・BC・ MC・EC・EP)	1/2, 500 以上	造成計画平面図と併用してもよい。
	道路計画縦 断図	①造成計画縦断図と同じ	1/1, 000 以上	他の施設に接続する場合は、その施設の計画高まで図示すること。
	道路計画横 断図	①造成計画横断図と同じ	1/500 以上	他の施設に接続する場合は、その施設の計画高まで図示すること。

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
ゴルフ場 スキー場  (B)	土地利用計画平面図	①事業区域 ②各施設 ③コースの高さ5m毎の計画線 ④コースのTee・IP・Greenの計画高	1/2,500 以上	(A)に同じ
	造成計画平面図(測点位置図)	(A)に同じ	1/2,500 以上	(A)に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画縦断図	〃	1/1,000 以上	(A)に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画横断図	〃	1/500 以上	(A)に同じ。調整池盛土用に運土する場合は、具体的に表示すること。
	運土計画平面図	〃	1/2,500 以上	(A)に同じ
	流域図	〃	1/25,000 以上	〃
	雨水排水計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	汚水排水計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	調整池流域図	〃	1/2,500 以上	〃
	調整池平面図	〃	1/100 以上	〃
	調整池構造図	〃	1/100 以上	〃
	防災施設構造図	〃	1/100 以上	〃
	施工中防災計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	建築物の概要	〃	1/100 以上	〃
	道路計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	道路計画縦断図	〃	1/1,000 以上	〃
	道路計画横断図	〃	1/500 以上	〃

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備考
土石等の採掘  (C)	土地利用計画平面図	①事業区域 ②各施設 ③跡地利用計画	1/1,000 以上	(A) に同じ
	採取計画平面図 (測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/1,000 以上	〃
	採取計画縦断面図	①採取前の計画高 ②採取後の計画高 ③埋戻す場合は、埋戻し後の計画高	1/1,000 以上	〃
	採取計画横断面図	同上	適宜	〃
	法面保護構造図	①採取後の法面保護工	1/100 以上	土工定規図と併用しても良い。
	防災計画平面図	①調整池 ②沈砂池の位置 ③流末水路	1/1,000 以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	防災施設構造図	①調整池 ②沈砂池 ③排水路 ④排水施設 ⑤流末処理等	1/100 以上	
必要に応じ、流域図、雨水排水計画平面図、調整池流域図、調整池平面図、調整池構造図、施工中防災計画平面図等を (A) に準じ添付する。				
農用地造成  (D)	土地利用計画平面図	①事業区域 ②農地の区域	1/1,000 以上	(A) に同じ
	造成計画平面図 (測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/1,000 以上	〃
	造成計画縦断面図	(A) に同じ	1/1,000 以上	〃
	造成計画横断面図	〃	1/100 以上	〃
	用水排水計画図	①給水、排水の位置	1/1,000 以上	土地利用計画平面図を使用すること。
必要に応じ、流域図、雨水排水計画平面図、調整池流域図、調整池平面図、調整池構造図、施工中防災計画平面図、防災施設構造図等を (A) に準じ添付する。				
道 路  (E)	土地利用計画平面図	①事業区域 ②道路の区域	1/2,500 以上	(A) に同じ
	必要に応じ、道路計画平面図、道路計画縦断面図、道路計画横断面図、防災施設構造図等を (A) に準じ添付する。			

- 注意事項
- 1 上記図面のほか、必要な図面の縮尺は、適宜定めること。
  - 2 必要がないと認められる図面は、省略することができる。

## 第4 添付する計算書等

### 1 土量計算書

切土・盛土量及び搬入土砂量の計算書を添付のこと。

※ 土砂の搬入が必要な場合は、「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく規制の有無を確認すること。

### 2 面積計算書

### 3 雨水等排水の流量計算書

「第3章 審査基準 第2 法定事項 1 災害の防止に関する事項 (5)排水施設の設置」に記載した基準に基づく計算書を添付すること。

### 4 調整池必要容量計算書

「第3章 審査基準 第2 法定事項 2 水害の防止に関する事項」に記載した基準に基づく計算書を添付すること。

### 5 調整池設計容量計算書

計画する調整池の容量の確認ができる図面を添えて、その計算書を添付すること。

### 6 給水量の計算書

### 7 設計者及び工事施工者一覧表

### 8 その他必要と認められる計算書等（よう壁等の安定計算書、地質調査書等）

よう壁等重要な構造物については、構造図と安定計算書等を添付すること。

#### 変更許可申請に係る留意事項

林地開発計画変更許可申請においては、内容が変更される部分の計画書を添えて提出することとなりますが（森林法施行細則第8条）、当初許可申請時に提出がなかった事項であっても、本手引において必要とされる事項がある場合、変更しようとする計画書の該当事項に限り、併せて提出してください。



第5章 様

式



林地開発許可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 (法人にあつては名称)  
申請者氏名 (及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

別記様式第1号（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工 事 着 手 届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0;">栃木県知事 様</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 20px 0;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">                 届出者 住所 氏名             </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 10px;">                 〔法人にあつては名称〕 及び代表者の氏名             </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">開発行為に関する工事に着手したので、森林法施行細則第4条の規定により届け出ます。</p>		
開発許可年月日、番号	年 月 日 栃木県指令 第 号	
開発対象地域の所在場所		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日		
工事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	電 話
現 場 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	電 話

備考 1. 工事工程表を添付すること。

別記様式第2号（第5条関係）

林 地 開 発 許 可 済		
許 可 年 月 日 、 番 号		年 月 日 栃 木 県 指 令 第 号
許 可 を 受 け た 者	住 所	電 話
	氏 名	
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	現 場 管 理 者	
工 事 期 間		

45cm

60cm

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住 所  
氏 名 (法人にあつては名称)  
及び代表者の氏名

開発行為（ 年 月 日 第 号）に関する工事が完了したので、森林法施行細則第6条の規定により届け出ます。

1 工事完了年月日 年 月 日

2 開発行為をした森林の所在場所

3 工事施工者 住 所

(電 話)

氏 名

別記様式第4号（第7条関係）

<p>開発行為地位承継届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所 氏名</p> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 法人にあつては名称 及び代表者の氏名             </div>	
<p>森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為の地位を承継したので森林法施行細則第7条の規定により届け出ます。</p>	
許可年月日番号	年 月 日 栃木県指令 第 号
被承継人	住所
	氏名
承継の原因	
承継年月日	年 月 日

- 添付書類
- 1 開発行為に係る事業の譲渡、相続、合併等を証する書類
  - 2 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類  
（計画書「15資金及びその調達計画」の様式使用）
  - 3 譲受人が法人の場合、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

別記様式第5号（第8条関係）

<p>林地開発計画変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span></p> <p>森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為（ 年 月 日栃木県指令 第 号）に関する計画を変更したいので森林法施行細則第8条第1項の規定により申請します。</p>	
開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
変更の理由	
変更の概要	
備 考	

林地開発計画変更届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住所 氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為に関する計画を変更したので、森林法施行細則第8条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日、番号	年 月 日 栃木県指令 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
変更に係る事項	(新)
	(旧)
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

別記様式第7号（第9条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">災 害 発 生 届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">栃木県知事 様</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="margin-right: 10px;">届出者</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">住 所</div> <div style="margin-bottom: 5px;">氏 名</div> </div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 10px;">{</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">                 法人にあつては名称                  及び代表者の氏名             </div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 10px;">}</div> </div> <p style="margin-top: 20px;">森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので届け出ます。</p>	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 栃木県指令 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 許 可 面 積	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 箇 所	
災 害 面 積	
災 害 の 状 況	
復 旧 の 方 法	
復 旧 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	



一時中止	
開発行為の	届出書
廃止	
年 月 日	
栃木県知事	様
届出者	住所 氏名
	〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕
<p>森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為（ 年 月 日栃木県指令 第 号）を（一時中止、廃止）したいので、森林法施行細則第10条の規定により届け出ます。</p>	
記	
一時中止	
1	開発行為を した年月日 年 月 日
	廃止
2	その理由
3	事後処理

- 添付書類
- 1 当該開発対象地域の現況を撮影した写真
  - 2 一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書
  - 3 廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

## 第6章 参 考 样 式

[参考様式 1]

## 開発行為施行同意書

年 月 日

事業者 様

住所

権利者

氏名

印

私が権利を有する下記の物件について、（付随する立木も含めて）森林法の規定に基づき開発行為を行うことに同意します。

また、下記の物件の全部または一部について、（付随する立木も含めて）残置森林として適正に維持管理されることに同意します。

記

土地の所在			地 目	権利の種類	面 積 (公簿)	備考
大字	字	地番				

※備考欄には、残置森林の有無を記載すること。

[参考様式 2]

隣接地（近接地）所有者同意書

年 月 日

事業者 様

住所

権利者

氏名



私が権利を有する下記の物件の隣接地（または下記の物件から30メートル以内の近接地）において、森林法の規定に基づき開発行為を行うことに隣接地（近接地）の土地所有者として同意します。

記

土地の所在			地 目	権利の種類	面 積 (公簿)	備 考
大字	字	地番				

[参考様式3]

開 発 行 為 チ ェ ッ ク リ ス ト

開発名			開発事業者名			洪水吐	降雨強度式（地区名）		100年確率 × 1.44（1.2）								
面積	h a	位置				（余水吐）	減 勢 工										
設計者	[Red Seal]					放流管	地山に設置		構造（RC 360巻）		管 径						
協議 年月日	第1回協議 年 月 日	第2回協議 年 月 日	第3回協議 年 月 日	第4回協議 年 月 日	スクリーン 面 積			エアーパーセント高 HHWL以上		遮水壁 継 手							
協議 出席者							メ          モ										
メモ																	
許 容 放流量	下流水路調査	有（点）・無		比流量	調整池名	最 小 比流量		河川名又 は水路名									
	下流水路改修	有 ・ 無															
	流下能力算定	合理式・その他															
	縦断勾配	水面勾配・河床勾配															
	算定水深	8割 ・ その他															
	粗度係数																
調 整 池 計 画	調整池タイプ	築堤 ・ 掘込		降雨強度式 （地区名）	1/10.1/30（ ）												
	流域変更有無	有 ・ 無		容 量 計 算	厳密法・簡便法												
	開発前後における流域	開発前 開発後		取り込めない区域	有 ・ 無												
	流出係数	0.6 ・ 0.9 ・ 1.0		取り込めない区域 の対策（法面等）	適 ・ 不適												
	堆砂量	150 ・ 200		林 地 開 発	有 ・ 無												
	池の連結	有 ・ 無		池への流入	自 然 ・ 暗渠等												
	利水その他の容量の有無			有（かんがい・管理用）	無												
諸元一 覧表	調整池名	流域面積	流出係数	許容放流量	調整池容量	ha当たり 容 量	3点ボーリング		ダムの	堤体法勾配		ダムの形状			洪水吐	放流管	
							深 さ	基礎基盤	地 質	上流	下流	堤頂幅	法面処理	余裕高	（余水吐）		

[参考様式 4]

調整池計画諸元一覧表

項 目		単 位	〇〇〇調整池	〇〇〇調整池	備 考
流域面積		h a , k m <sup>2</sup>			
流出係数					
洪水到達時間		分			
比 流 量		m <sup>3</sup> /s / k m <sup>2</sup>			
許 容 放 流 量		m <sup>3</sup> /s			
堤 体	タ イ プ				
	堤 高	m			
	堤 頂 幅	m			
	余 裕 高	m			
貯 留 部	計 画 水 深	m			
	堆 積 深	m			
	調 節 容 量	m <sup>3</sup>			
	堆 積 量	m <sup>3</sup>			
	農 業 用 水 量	m <sup>3</sup>			
放 流 施 設	放 流 量	m <sup>3</sup> /s			
	オリフィス形 状	c m			
	スクリーン形 状	m m			
(洪 水 吐)	計 画 流 量	m <sup>3</sup> /s			
	越 流 水 深	m			
	越 流 形 状	m			



## 第7章 洪水調整池の設計について（参考）

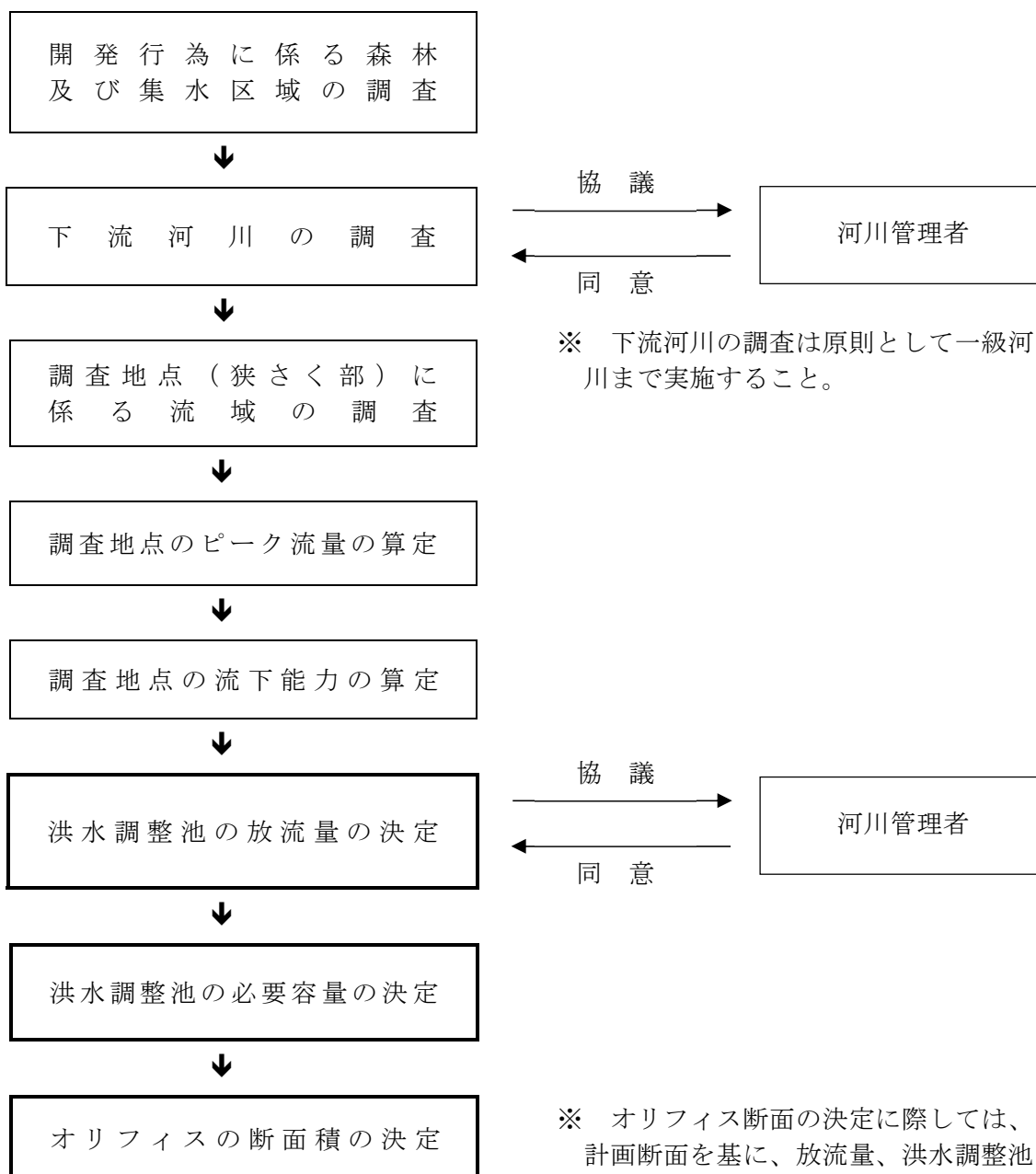


## 1 洪水調整池の設計手順

洪水調整池の放流量、必要容量及びオリフィス等の設計は、次の順序で行います。

また、設計に当たっては、調査方法、調査地点の選定、河川等の許容放流量について、排水先の下流河川等の管理者の同意が必要です。

なお、河川管理者（県庁・県土整備部河川課水政管理担当 Tel028-623-2442）との協議は、「開発行為チェックリスト」（参考様式3）（P.52）により実施してください。



## 2 洪水調整池の設置

- (1) 洪水調整池の必要性については、「災害の防止機能」（法第10条の2第2項第1号）及び「水害の防止機能」（同項第1号の2）の両面から検討を行い、同時にそれぞれの要件を満たすことのできるものとする。
- (2) 洪水調節の方式

原則として、自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合には、研究機関等の第三者による地質調査等により浸透型施設でも問題がない明確な根拠を示すと共に、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

## 3 洪水調整池の設計

### (1) 流域

- ア 開発前後の流域変更は原則行わないこととして造成計画すること。変更が必要な場合には、予め河川管理者と協議を行うこと。
- イ **開発流域から流出する雨水は、すべて調整池に取り込むものとし計画すること。** なお、調整池の流域は、開発区域だけでなく雨水が流入するすべての流域とする。
- ウ 開発区域内で調整池に取り込めない流域がある場合には、適切な処理を行うこと。

### (2) 下流河川等の流下能力及び比流量

#### ア 現況水路等の調査

下流河川等の排水能力の変更地点（3箇所以上）ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量を算定する。（開発地点下流の水路、河川等の流下能力調査は一級河川まで調査を行うこと。）

なお、流量は原則マニング公式によるものとする。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q：流量（ $\text{m}^3/\text{sec}$ ）

A：断面積（ $\text{m}^2$ ）

V：流速（ $\text{m}/\text{sec}$ ）

n：粗度係数

R：径深（m）

I：勾配（1/〇〇）

イ 最小比流量の決定

調査結果について、流下能力計算表等を作成し、最小比流量ポイントを調べる。

この最少比流量と流末放流河川の比流量を比較し、許容放流量算定対象の比流量を決定する。

(3) 許容放流量の算定

「調整池からの許容放流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{pc} = Q_c \cdot \frac{A}{A'}$$

$Q_{pc}$  : 調整池の許容放流量 (m<sup>3</sup>/sec)  
 $Q_c$  : 下流河川等の流下能力 (m<sup>3</sup>/sec)  
 $A$  : 調整池の流域面積 (ha)  
 $A'$  :  $Q_c$ の算出地点の集水区域面積 (ha)

※取り込めない流域がある場合は、別途計算すること。

(4) 調整池の容量決定

ア 「許容放流量に対応する雨量強度」は、次式により算定する。

$$r_c = Q_{pc} \cdot \frac{360}{f \cdot A}$$

$r_c$  : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)  
 $Q_{pc}$  : 調整池の許容放流量 (m<sup>3</sup>/sec)  
 $f$  : 開発後のAの流出係数  
 $A$  : 調整池の集水区域面積 (ha)

イ 「調節必要容量」は、次式により算出することができるものとする。

$$V = \left( r^{30} - \frac{r_c}{2} \right) \cdot t \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{6}$$

$V$  : 調節必要容量 (m<sup>3</sup>)  
 $f$  : 開発後のAの流出係数  
 $A$  : 調整池の集水区域面積 (ha)  
 $r^{30}$  ( $r^{50}$ ) : 30年 (50年) 確率雨量強度 (mm/hr)  
 $r_c$  : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)  
 $t$  : 任意の継続時間 (分)

ウ 「必要容量が最大となる降雨継続時間」は、次式により算定する。

30年（50年）確率降雨強度式を  $\frac{a}{t+b}$  とすると、次により求める。

$$t_i = \sqrt{\frac{2 \cdot a \cdot b}{r \cdot c}} - b$$

エ 「洪水調整池必要容量」は「調節必要容量」に「堆砂量」を見込んだ容量とする。

**堆砂量は400m<sup>3</sup>/ha/年**を標準とする。

V = 設計堆砂量×開発地区の面積

なお、農業用水等を確保する場合は、別途算出すること。

## 4 調整池の構造

(1) オリフィスの断面積は、次式により算定する。

$$S = \frac{Q_{pc}}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

S : オリフィスの断面積 (m<sup>2</sup>)

Q<sub>pc</sub> : 許容放流量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 流量係数   ・ ベルマウスを有するとき   C = 0.85~0.9  
                  ・ ベルマウスを有しないとき   C = 0.6

g : 重力加速度 (9.8m/sec<sup>2</sup>)

H : 調節有効水深 (m)

(2) 洪水吐 (余水吐) の設計

ア 洪水吐 (余水吐)

(ア) 開発区域が 5 ha 以上

原則として、「横越流型式」で設置すること。

(イ) 開発区域が 5 ha 未満

原則として、洪水吐 (余水吐) 等の「排水塔形式」で設置すること。

なお、流域貯留施設等技術指針 (案) に示す流域貯留施設 (小堤、浅い掘込式) を設置する場合で、完全掘込式の場合は洪水吐 (余水吐) を設けないとすることができる。

イ 設計流量

コンクリートダム   200年間確率の洪水流量の1.2倍以上

フィルダム   200年間確率の洪水流量の1.44倍以上

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと県が認める場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

(3) 余裕高

洪水調整池の余裕高は、**原則として0.6m以上とする。**

## 5 その他

(1) 計画した洪水調整池について、「調整池計画諸元一覧表」 (参考様式4) (P.53) により取りまとめること。

- (2) その他洪水調整池の構造等に関する技術的基準については、フィルダム及び掘込式にあつては、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)(昭和62年日本河川協会策定)」  
コンクリートダムにあつては、「建設省河川砂防技術基準(案)(平成9年日本河川協会策定)」を参照すること。



## 第8章 関係法令等の抜すい



# 森 林 法 (抄)

[昭和26年 6 月26日 法律第249号]

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

(1) 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

(2) 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

**2** この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

**3** この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

**第3条** この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

(地域森林計画)

**第5条** 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

**2** 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) その対象とする森林の区域

(2) 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(3) 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(4) 造林面積その他造林に関する事項

(5) 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(6) 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

- (7) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- (8) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- (9) 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- (10) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- (11) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- (12) 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画等の遵守）

**第8条** 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従つて森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

2 森林管理局長は、前条第1項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。

（開発行為の許可）

**第10条の2** 地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が行なう場合
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- (1) 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を

発生させるおそれがあること。

(1)の2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

(2) 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第1項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

**第10条の3** 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

**第10条の4** この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

**第10条の8** 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

(2) 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

(3) 第10条の17第1項の規定による公告に係る第10条の15第1項に規定する公益的機能

維持増進協定（その変更につき第10条の18において準用する第10条の17第1項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

- (4) 第11条第5項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
- (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
- (6) 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合
- (7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- (8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- (9) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- (10) 除伐する場合
- (11) その他農林水産省令で定める場合

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第1項第9号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。  
（立入調査等）

**第188条** 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（不服申立て）

**第190条** 第10条の2、第25条から第26条の2まで、第27条第3項ただし書（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）、第33条の2（第44条において準用する場合を含む。）、第34条（第44条において準用する場合を含む。）、第41条若しくは第43条第1項の規定による処分又は第28条（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第22条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

3 第4章の規定による都道府県知事の裁定についての審査請求においては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

**第206条** 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- (2) 第10条の3の規定による命令に違反した者
- (3) 第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- (4) 第38条第2項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者

**第208条** 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の8第1項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- (2) 第10条の9第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
- (3) 第31条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- (4) 第34条の2第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- (5) 第34条の3第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

**第210条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の8第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第10条の8第3項又は第34条第9項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者
- (3) 第34条第8項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府県知事に届け出ない者

**第212条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項

において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第205条から第210条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附 則[昭和49年5月1日法律第39号抄]

(開発行為に係る経過規定)

- 第5条 この法律の施行の際現に開発行為(新法第10条の2第1項の開発行為をいう。以下同じ。)を行なっている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

### 森 林 法 施 行 令 (抄)

[昭和26年7月31日政令第276号]

(開発行為の規模)

- 第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- (1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル
- (2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
- (3) 前2号に掲げる行為以外の行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

### 森 林 法 施 行 規 則 (抄)

[昭和26年8月1日農林省令第54号]

(開発行為の許可の申請)

- 第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- (2) 開発行為に関する計画書
- (3) 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相

当数の同意を得ていることを証する書類

- (4) 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (5) 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (6) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類  
（開発行為の許可を要しない事業）

**第5条** 法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- (5) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- (6) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- (8) 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- (10) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

- (11) 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- (12) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- (13) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (14) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- (15) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- (16) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- (17) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- (18) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (19) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設  
（適用除外）

**第6条** 法第10条の4の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条の境内地（同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第10条の4の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書（2通）に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

**第8条** 法第10条の8第1項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 伐採樹種
- (2) 伐採の期間
- (3) 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積
- (4) 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数
- (5) 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、その供されることとなる用途

（伐採及び伐採後の造林の届出）

**第9条** 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、1通とする。



- 3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 届出の対象となる森林の位置図及び区域図
  - (2) 届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
  - (3) 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
  - (4) 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
  - (5) 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
  - (6) 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市町村の長が必要と認める書類
- 4 前項第6号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる
- (1) 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
  - (2) 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
  - (3) 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

# 森林法施行細則(抄)

[昭和50年1月31日栃木県規則第1号]

(趣旨)

**第1条** 森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)の施行については、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「政令」という。)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件(昭和37年農林省告示第851号。以下「告示」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開発行為に係る森林の位置図及び区域図)

**第2条** 省令第4条第1号に規定する位置図及び区域図は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 位置図 法第10条の2に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 区域図 次の事項を明示した図面で縮尺3千分の1以上のもの
  - イ 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下「開発対象地域」という。)及び開発行為に係る森林の土地の区域(以下「開発地区」という。)
  - ロ 開発対象地域及び開発地区を明示するのに必要な範囲内における市町村界又は市町村の区域内の町若しくは字の境界
  - ハ 開発対象地域及び開発地区に係る土地の地番及び形状

(開発行為に関する計画書)

**第3条** 省令第4条第2号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発対象地域の面積
- (3) 現況図(地形、林況、開発対象地域の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面)
- (4) 流域現況図(流域の地形、土地利用の実態、河川の状況(河川の位置、開発行為に伴い増加する最大の流量を安全に流下させることができない地点の位置等)等を示す図面)
- (5) 利用計画図(切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面)
- (6) 法面の断面図(法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面)並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災施設等設計図(擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面)及び設計根拠(仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。)

- (8) 建築物等の概要図
- (9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し、又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等の間における保全に関する協定等を添付すること。）
- (10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- (11) 開発行為の施工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）
- (12) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
- (13) 防災施設の維持管理方法（開発行為の完了後の維持管理方法についても記載すること。）
- (14) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類  
（開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類）

**第3条の2** 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、申請者に関する次に掲げる書類とする。

- (1) 資金計画書（前条の計画書に記載する場合には、当該計画書をもって代えることができる。）
- (2) 資金の調達方法に応じた資金の調達について証する書類（預金残高証明書、融資証明書等）
- (3) 法人の財務状況及び経営状況を確認できる資料（貸借対照表、損益計算書等）
- (4) 納税証明書
- (5) 事業経歴書
- (6) 定款（法人の場合に限る。）
- (7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類  
（開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類）

**第3条の3** 告示により省令第4条の申請書に添付することとされる防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類は、開発行為の施行者のうち防災施設の設置に係るものに関する次に掲げる書類とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類
- (2) 事業経歴書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 事業実施体制（職員数、主な役員及び技術者の氏名等）を示す書類
- (6) 開発行為に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
- (7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類  
（工事着手届出）

**第4条** 法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届出書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（標識の掲示）

**第5条** 開発事業者は、開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで開発対象地域に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に開発許可済標識（別記様式第2号）を掲示しなければならない。

（工事完了届出）

**第6条** 開発事業者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の承継の届出）

**第7条** 開発行為に係る事業について開発事業者から当該事業を譲り受けたとき、若しくは開発事業者について相続があつたとき又は開発事業者たる法人が合併したときは、当該譲受人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なく開発行為地位承継届出書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があり又は開発事業者たる法人の合併があつたことを証する書類
- (2) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

（開発行為の計画変更）

**第8条** 開発事業者は、許可を受けた開発行為に関する計画を変更しようとするときは、林地開発計画変更許可申請書（別記様式第5号）に第2条第2号に規定する区域図及び第3条に規定する計画書のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるもの（以下「変更図書」という。）を添え知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称の変更
- (2) 建築物等の概要図の変更
- (3) 開発行為に要する資金の額又はその調達方法の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるもの

2 開発事業者は、前項各号に掲げる変更をしたときは、速やかに、林地開発計画変更届出書（別記様式第6号）に変更図書を添え知事に提出しなければならない。

（災害発生届出）

**第9条** 開発事業者は、開発対象地域内において災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、災害発生届出書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の一時中止又は廃止）

**第10条** 開発事業者が、開発行為を一時中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ開発行為一時中止（廃止）届出書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 当該開発対象地域の現況を撮影した写真
- (2) 一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書
- (3) 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

（申請書又は届出書の経由及び提出部数）

**第15条** 法律、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は当該申請又は届出に係る森林の区域を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長を経由しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、2部とする。

## 第9章 一問一答

## ●開発行為

### 問 1

林地開発許可制度の規制の対象となっている開発行為とは、具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

### 答

開発行為とは、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」（法第10条の2第1項）とされています。

土地の形質を変更する行為とは、具体的には表土のかき起こし、切土・盛土・捨土等土砂、岩石の移動を伴う行為、鉱物、骨材の採取等で、また、土地の理学的及び化学的性質を変化させる行為とされています。次に、具体的事案について説明します。

#### 1 塵芥、産業廃棄物等の集積

埋立等投棄したものが土地と一体化し、土地の一部を形成することとなる場合は、土地の形状変更該当し、許可が必要と考えられます。また、物件を存置、集積するだけで土地の形状を変更することとならない場合であっても、土地の理学的及び化学的性質を変更することとなる場合は、許可が必要と考えられます。

#### 2 緑化木等の掘り取り、転石の採掘

点在する樹木を単木的に掘り取る場合は、許可は不要とされていますが、同一小流域で例えば、0.2ha、0.4ha、0.5haといったいくつかの区域で集団的に、かつ当初から計画的に掘り取るもので、跡地の形態が原野状を呈することとなる場合は、許可が必要になります。

#### 3 蹄耕法による草地の造成

木を伐採せずに単に家畜を放牧する場合、許可の対象とはなりません。また、放牧した牛の蹄の力を借りて耕耘する程度の土地の形質変更は、通常は許可を要しないと考えます。

しかし、土地の傾斜、表土の状態によっては、許可を必要とする場合もありますので、具体的事案に即して判断します。

なお、木を伐採すれば、伐採行為による土地形質の変更が行われるため、樹根を残したとしても、林地開発行為に該当すると考えられます。

#### 4 造林、開墾のための火入れ

許可を必要としません。

ただし、法第21条による市町村長の許可を要します。

## 5 工事のための一時的な土地の利用

土地の形質を変更することとならないもの以外は、許可を必要とします。

## 6 トンネル、坑道の掘削

出入口の部分、土捨場及び附帯する資材置場、宿舎等土地の形質を変更することとなる部分については、許可を必要としますが、トンネルの内部については、許可を必要としません。

## 7 ダム工事による水没地、埋没地

開発行為に該当し、許可を要します。

### 問 2

**複数の森林所有者が林地を提供しあって、共同で宅地造成を行おうとする場合、個々人の所有地は1 ha以下であっても、全体面積が1 haを超える場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。**

### 答

林地開発行為の規模は、地域森林計画の対象森林における土地の形質を変更する行為で、人格・時期・実施箇所相違にかかわらず一体性を有するものの規模を意味しており、その開発行為の計画が相互に関連があるかどうかにより、林地開発許可を必要とする開発行為に該当するか否かが判断されることとなります。

質問の場合は、個々人の土地の面積は1 ha以下ですが、それらの人々が宅地造成を共同で行おうとすることから、明らかに計画の共同性を有しており、開発行為の規模は1 haを超えることとなりますので、許可申請が必要となります。

計画の共同性の認定については、個々の事情によって判断されることとなりますが、

- ① 搬出道路、調整池等を共同で開設していること
- ② 開発を行う会社が同一であること、もしくは異なっても代表役員が同一人もしくは親会社、子会社の関係にあること、または従前から共同で事業を行っている実績があること

等が、計画の共同性を判断する際の勘案事項となります。

例えば、別荘地の有姿分譲の場合、すぐに開発行為に着手しなくても、分譲後は別荘地として開発を行うことが明らかであるため、将来的に開発される森林の面積が1 haを超える場合、開発事業者が林地開発の許可申請を行う必要があります。



問 3

「道路のみの新設又は改築の場合の路肩、曲線部等の拡張部分を除く有効幅員が3 mを超えるもの」とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

答

ここでいう「道路」とは、道路法あるいは道路交通法において定義される道路とは異なり、いわゆる道路としての形状、機能を持っているものであればこれらに該当し、一般公共の用に供しているか否かは問いません。

「路肩部分」とは、道路の主要構造部を保護し、車道の効用を保つために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分であるが、「路肩部分として必要な拡幅部分」とは車道幅員3 mの道路であっても、車道の両側に0.5 mあれば足りるものであるところから、具体的な道路の算定に当たっては、道路の路端から車道の中心部へ向かって、それぞれ0.5 mの幅を路肩部分としています。

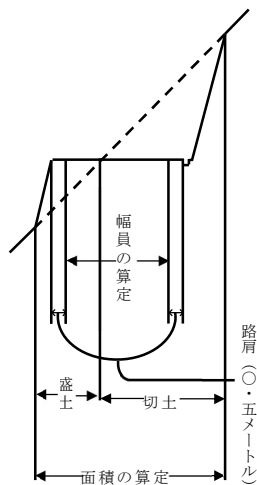
「屈曲部」とは、車道の曲線部及び車両の走行を円滑にするために曲線部の外側に設けられる緩和区間を指します。

「待避所」とは、幅員3 m以下の道路の場合は1車線となるため、車両がすれ違えるように設けられるものです。「待避所として必要な拡幅部分」とは、新設される道路の見通し等を勘案して必要となる最小限の待避所の部分をいいます。

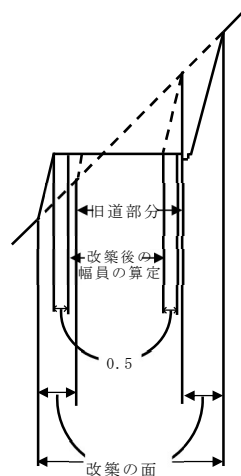
これら路肩部分及び屈曲部または待避所として必要な拡幅部分を除いた道路の幅員が3 mを超える場合には許可を要します。

なお、この規模の算定に当たって、面積は全て水平投影面積によるものです。

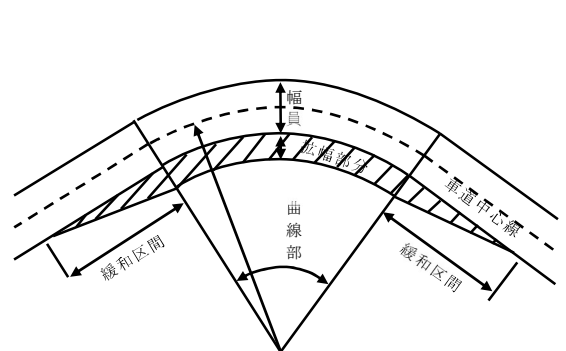
○道路の新設の場合の面積の算定



○道路の改築の場合の面積の算定



○道路の屈曲部（屈曲部および緩和区間）



## ●申請手続

### 問 1

**2 県にまたがる林地開発行為の許可申請は、どのようにすれば良いでしょうか。**

#### 答

林地開発行為を行う森林の所在が、2以上の都道府県にまたがる場合で、その開発面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha。以下同じ。）を超えるとときは、それぞれの都道府県に所在する森林について、それぞれの都道府県知事に申請することになります。

この場合、ある都道府県に所在する開発行為に係る森林の土地の面積が1ha以下でも申請する必要があります。

例えば、1.5haの開発行為をする森林が0.75haずつ2県にまたがっていれば、2県の知事に対してそれぞれ0.75haずつ申請をすることになります。

このような申請があった場合、該当する都道府県知事は、相互に連絡をとって審査することになるため、申請者は、当該都道府県の分と開発行為の全体計画とを関連づけて申請することが必要です。

### 問 2

**森林法の許可基準と他法令の許可基準とが異なっている場合の林地開発行為の設計は、どの基準により作成すれば良いでしょうか。**

#### 答

林地開発許可制度のように開発の概念を土地の形質変更に求め、許認可あるいは届出制等により規制措置をしている法律の目的をみると、例えば採石法は「岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」、都市計画法は「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」とうたわれているように、各制度の目的の違いから開発行為に係る許認可等の基準も異なっています。したがって、2つ以上の許認可等を必要とする開発行為を行うときは、それぞれの基準に適合するよう設計することが必要です。

## ●技術基準

### 問 1

擁壁を設置しなければならない基準について説明してください。

### 答

林地開発許可制度で擁壁の設置に関する基準は、次のようになっています。

- 1 切土・盛土又は捨土を行った後の法面の勾配を地質・土質・法面の高さからみて崩壊のおそれのないものにしようとするのが困難であるか、もしくは適当でない場合には、擁壁の設置が必要となっています。例えば、崩壊のおそれのない法面の勾配にしようとする、切土や盛土の法面が非常に長くなり、必要以上に開発面積が多くなる時などが該当します。
- 2 開発箇所が、人家・学校・道路等と近接している場合で、次の(1)又は(2)に該当する場合は、擁壁の設置が必要です。
  - (1) **切土**による法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2 mを超える場合は擁壁等が必要です。ただし、硬岩盤又は次のアもしくはイのいずれかに該当する場合は、擁壁等を設けなくて良いことになっています。
    - ア 土質が表の左欄（土質）に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が表の（X）欄の角度以下のもの（切土高に関係なく、角度のみで擁壁等の要否を決定することとしています。）
    - イ 土質が表の左欄（土質）に掲げるものに該当し、かつ、当該土質に応じた法面の勾配が表の（X）欄の角度を超え、表の（Y）欄の角度以下のもので、切土高が5 m以下のもの（5 mを超える切土高の場合は必要です。つまり角度と切土高の両方によって擁壁等の要否を決定することとしています。）

土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限（X）	擁壁等を要する 勾配の下限（Y）
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度（1:0.58）	80度（1:0.18）
風化の著しい岩	40度（1:1.19）	50度（1:0.84）
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度（1:1.43）	45度（1:1）

2(1)のことを図示すると、次の図1から図3になります。

（次の斜線部分の場合、擁壁が必要となります。）

図1 軟岩の場合

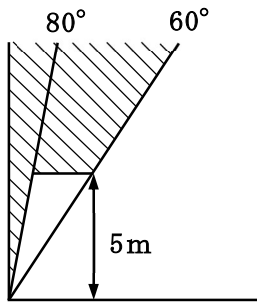


図2 風化の著しい岩の場合

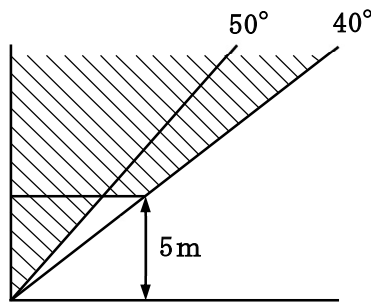
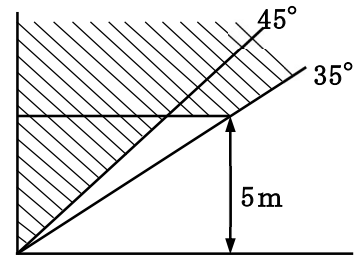
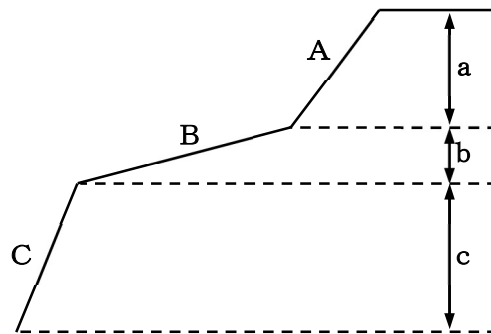


図3 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの



切土高の算定に当たっては、図4のようにアに該当する法面で上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面が存在しないものとし、上下の法面は連続しているものとみなしています。

図4



擁壁の要否を判定するに当たっての法面の高さ（5m超＝擁壁が必要）を算定する場合、Bがアに該当する勾配で、AとCが表の（X）欄の角度を超えて（Y）欄の角度以下の場合、 $a + c$ として算定し、 $b$ は算入しません。

従って、例えば  $a + c$  が 7m であれば、擁壁を設ける必要があります。

(2) **盛土**による法面の勾配が30度より急で、かつ高さが1mを超える場合にも擁壁等が必要です。

## ●許可後の手続

### 問 1

林地開発許可を受けた開発行為の目的を変更する場合、変更許可の申請は必要でしょうか。

#### 答

林地開発行為の目的の変更を行う場合は、変更許可が必要です。これは、開発行為の目的を変更する場合は、一般的に森林の有する公益的機能に重大な影響を与えるような大幅な開発行為の設計変更をすることになるからです。

### 問 2

林地開発許可を受けて開発行為を行ったのですが、事情により1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）を超えた時点で中止することになりました。どのような手続が必要ですか。

#### 答

林地開発許可を受けた開発行為者は、許可条件により、申請書の添付図書等の内容に従って開発行為を行うことが義務付けられているので、1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha。以下同じ。）を超えた段階で開発行為を中止する場合は、変更許可申請を行って、許可処分の内容を変更する必要があります。

これは、たとえ許可を受けた開発事業そのものを施工途中で取りやめても、土地の形質を変更した面積が1 haを超えていれば、政令で定める開発行為を行ったことになるので、森林の有する公益的機能に支障をきたさないよう変更許可等の手続を経て、完了確認を受けることが必要です。

### 問 3

林地開発許可を受けた開発行為について、1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）以下の開発を行った時点で事業を終了する場合の取扱いはどのようにしたらよいでしょうか。

#### 答

許可を受けた開発行為について1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）以下の開発を行った時点で事業を終了する場合には、結果として、林地開発許可制度に規定している開発行為には該当しないこととなりますので、完了届に代えて「廃止届」を提出する必要があります。

## ●許可制の適用を受けない開発行為

### 問 1

法第10条の2第1項には、「林地開発行為を国又は地方公共団体が行う場合」や「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるもの」は都道府県知事の許可を受けることを要しないとありますが、手続は不要なのでしょうか。

### 答

法第10条の2第1項に基づき、林地開発行為を「国又は地方公共団体が行う場合」や「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるもの」は許可制の適用除外とされています。しかしながら、これらの機関が林地開発行為をしようとするときは、本制度の趣旨に即して適切に行うことは当然の責務です。

そのため、国又は地方公共団体等が行う開発行為であっても、林地開発の許可基準を満たす計画とし、県と連絡調整を実施します。連絡調整の手続は、別途お問い合わせください。

### 問 2

国又は地方公共団体とは、どこまでを指すのでしょうか。

### 答

独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号に規定する国又は地方公共団体とみなされます。これ以外は地方公共団体の出資によって構成される法人であっても適用除外の範囲に含まれません。

なお、地方公共団体は、普通地方公共団体としての都道府県及び市町村と特別地方公共団体であるところの特別区、地方公共団体の組合（一部事務組合等）、財産区及び地方開発事業団に区分されます。

問 3

省令で定めている事業の実施に先立ち、当該土地が立地的に適しているかどうかの地質調査等を準備的に行う場合、これを省令事業として扱って良いでしょうか。

答

省令で定められている事業のそのものの実施が未だ確定される以前の段階で、当該事業を実施することが適当かどうかのために行う地質、地形等の立地条件調査等は、省令に定めている事業に附帯する事業とはみなされません。したがって1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha。以下同じ。）を超える開発を行う場合は林地開発の許可が、1 ha以下の開発を行う場合は伐採届が必要となります。

問 4

地域森林計画対象民有林内で学校を造成する場合、林地開発の許可申請をする必要がありますか。

答

省令第5条第3号で定められている学校教育法（昭和22年法律第25号）第1条に該当する学校のうちで、開発行為の許可申請を必要としないのは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に限られています。

したがって、学校教育法に規定されているものであっても、大学、専修学校及び各種学校については、許可の申請が必要です。

問 5

国有林野内で林地開発行為を行う場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

答

林地開発許可制度が適用となる森林は、法第5条の規定により樹立される地域森林計画の対象民有林（保安林等を除く）に限定され、国有林は、開発行為の規制の対象とされていないため、国有林野内で行われる開発行為は、国自らがその行為を審査します。審査は、林地開発許可制度における運用基準等に準じて取り扱われることになっています。

詳しくは、各森林管理署に確認してください。

## 第10章 用語の説明

### 1 事業区域

事業者が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、公共用地等の全ての土地を含む区域をいい、土地の形質を変更（開発行為）する土地のみならず、土地の形質の変更はしなくても、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいいます。

### 2 開発対象地域（開発行為をしようとする森林の区域）

事業区域のうち、森林法第5条に規定した地域森林計画の対象となっている民有林の区域をいいます。

### 3 開発地区（開発行為に係る森林の土地の区域）＝開発許可面積

開発対象地域のうち、土地の形質を変更（開発行為）する森林をいいます。

（注）他法令に基づく許可面積と相違しますので、注意が必要です。

例：都市計画法、砂利採取法、採石法 等

### 4 残置森林

森林を現況のまま保全するものをいい、人工林及び天然林を問いません。

ただし、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林（15年生以下の森林）については、残置森林率の算定対象としません。

$$\text{※残置森林率} = \frac{\text{開発対象地域内の林齢が16年以上の残置森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$$

### 5 造成森林

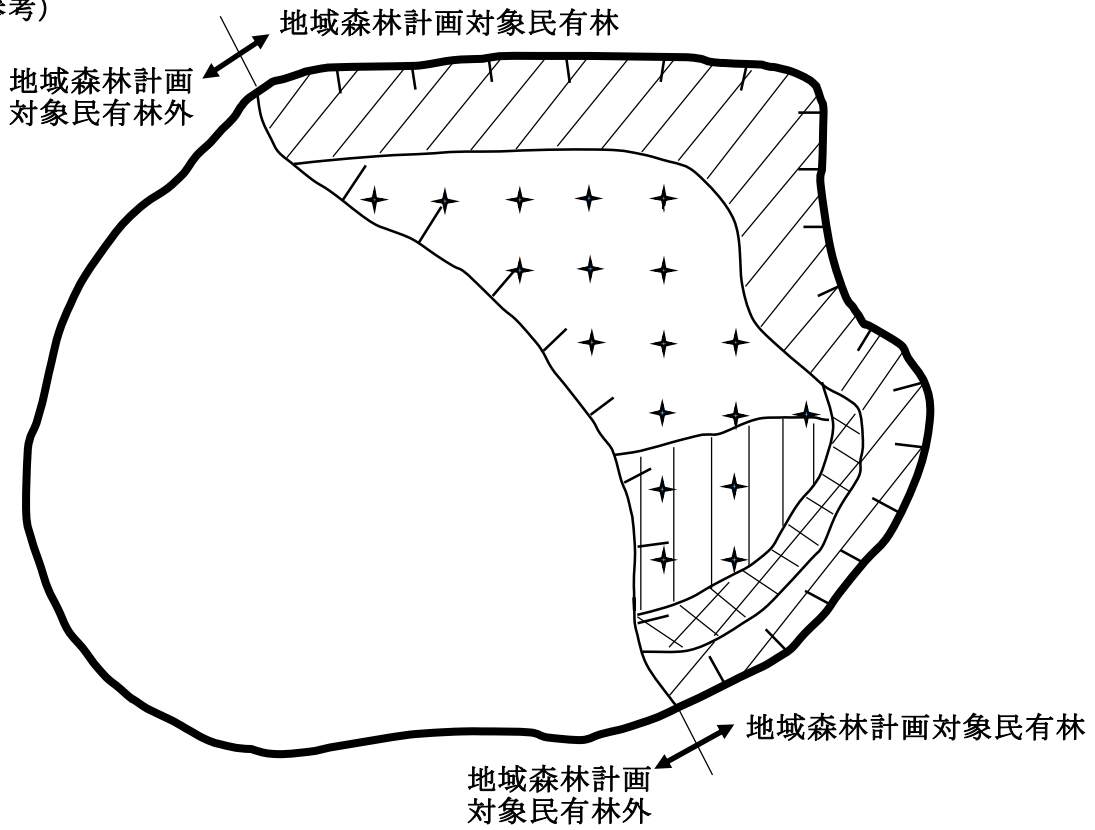
一時的に土地の形質を変更する場合であって、植栽により早期に森林復旧ができると見込まれるものをいいます。

ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としません。

$$\text{※森林率} = \frac{\text{事業区域内の残置森林面積} + \text{事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$$



(参考)



- 事業区域
- 開発行為をしようとする森林の区域（開発対象地域）
- 開発行為に係る森林の区域（開発地区）
- 残置する森林（16年生以上）（残置森林率の算定対象となる森林）
- 残置する森林（15年生以下）（残置森林率の算定対象外の森林）
- 造成森林

凡例	区分	森林率の算定対象となる森林	残置森林率の算定対象となる森林
		○	○
		○	×
		○	×

(注) ○は算定対象、×は算定対象外



## 林地開発許可申請に関する相談窓口

### 【県許可について】

相談窓口	所在地	電話番号	管轄市町
栃木県環境森林部 森林整備課	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028 (623) 3288	県内全域

### ※ 5 ha未満の農用地造成に係るもの

相談窓口	所在地	電話番号	管轄市町
県西環境森林事務所 森づくり第一課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288 (21) 1232	— (全て権限移譲)
県東環境森林事務所 森づくり課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285 (81) 9005	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 森づくり第一課	〒324-0041 大田原市本町2-2828-4	0287 (28) 9071	— (全て権限移譲)
県南環境森林事務所 森づくり課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283 (23) 1445	足利市、佐野市、小山市
矢板森林管理事務所 管理課	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22	0287 (43) 0427	さくら市、塩谷町、高根沢町

※ 御相談の際は、来課時間等を、事前にお知らせください。

### 【権限移譲市町における許可について】

下記の13市町における林地開発許可に係る事務については、知事から市町長に権限移譲されていますので、当該市町にお問い合わせください。

市町名	電話番号
宇都宮市 経済部 農林生産流通課	028 (632) 2477
栃木市 産業振興部 農林整備課	0282 (21) 2386
鹿沼市 経済部 林政課	0289 (63) 2186
日光市 観光経済部 農林課	0288 (21) 5104
大田原市 産業振興部 農林整備課	0287 (23) 8012
矢板市 経済建設部 農林課	0287 (43) 6210
那須塩原市 産業観光部 農林整備課	0287 (62) 7148
那須烏山市 農政課	0287 (88) 7117
下野市 産業振興部 農政課	0285 (32) 8906
壬生町 経済部 農政課	0282 (81) 1840
野木町 産業建設部 産業課	0280 (57) 4151
那須町 農林振興課	0287 (72) 6912
那珂川町 産業振興課	0287 (92) 1113